

別記様式第1号(第四関係)

しもいなばちくかつせいかけいかく
下稲葉地区活性化計画

栃木県下都賀郡壬生町

栃木県

平成26年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	下稲葉地区				
都道府県名	栃木県	市町村名	壬生町	地区名(※1)	下稲葉
				計画期間(※2)	平成26年度～平成28年度

目 標 : (※3)

下稲葉地区では、農業従事者の高齢化が進む中で農業経営者不足や耕作放棄地の増加が懸念されることから、農地整備事業を円滑に実施し、農業生産基盤の整備や農用地の集団化を図り、担い手への農地の利用集積を促進するとともに農業経営の向上を発現し、後継者が積極的に農業に取り組める条件を整備することにより、担い手が意欲を持って定住できる環境を整え、地域内の農家戸数の減少を抑制する。具体的には、平成20年(1,157人(集落戸数257戸、H20.3.31))から平成25年(1,116人(集落戸数248戸、H25.3.31))の5年間で人口減少率3.5%となっているが、この人口減少率を計画期間において上回らないことを目標にし、農業経営の安定化、については地域への定住化を図り、複合経営のさらなる促進を目指す。

目標設定の考え方

地区の概要:

東京から90km、いわゆる首都圏にある壬生町は、栃木県の県央南部、宇都宮市の南隣に位置し、町域61.08平方キロメートル、海拔50～100mのほぼ平坦な地形で自然災害の少ない、非常に住みよい町で、4万人の人口を擁している。

本区域は、下稲葉地区(釜ヶ淵・原坪・鹿島の全域)、上稲葉地区(稲葉下馬木・下町の各一部)及び壬生甲・乙地区(壬生下馬木・西高野の各一部)からなり、壬生町の南西部に位置し国道352号線や北関東自動車道が通る輸送体制の確立された地域である。

現状と課題

当地域は、一部では大正時代から昭和の初期にかけて耕地整理事業が行われたが、農地の区画が狭小、農道の幅が狭い、用排水路の一部が未整備となっている状況である。

農業経営については専業農家(41%)と第2種兼業農家(34%)の割合が高く、イチゴ・トマトを中心とした施設園芸や露地栽培とともに米・麦・大豆・ソバ等の栽培がバランスよく行われている。

一方、近年では、高齢化や維持管理能力の減少、農業生産基盤の未整備による農作業の悪条件により地域農業を継続していくことが難しくなっており、集落戸数及び定住人口の維持が大きな課題となっている。

今後の展開方向等(※4)

農業従事者の高齢化・後継者不足が進み地域活力が低下する中、農地整備事業の実施を通じて、農地の保全、または基盤の整備により、農業後継者が積極的に農業に取り組める様にするとともに、担い手への農地の集積を推進し、耕作放棄地の解消を目指す。また、地域の特性を活かせるような経営形態、生産性の高い農業基盤を確立し、農業所得の増加、農業従事者の経営意欲の向上により安定した農業経営の持続・発展を図り、農家人口、総人口の減少を抑制し、当地域の定住化と活性化を促進する。

【記入要領】

※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。

※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。

※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。

※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。

また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
壬生町	下稲葉	基盤整備(地形図作成)	壬生町	有	イ	H26
壬生町	下稲葉	基盤整備(農用地等集団化)	壬生町	有	イ	H26～H27
壬生町	下稲葉	農地整備事業	栃木県	無	イ	H28～H33(予定)

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

【記入要領】

※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。

※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。

※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。

※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。

※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。

※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

下稲葉地区(栃木県壬生町)	区域面積 (※2)	285ha
---------------	-----------	-------

区域設定の考え方 (※3)

①法第3条第1号関係:
当該地区の総面積285haのうち農地面積は239haで8割以上を占め、当該地域における全就業者数248人に対し、農林漁業従事者は141戸で57%となっている区域である。

②法第3条第2号関係:
農業者の高齢化からみて、地域活性化のためには、基盤整備により生産性の高い農業基盤を確立し、農業所得の増加、農業従事者の経営意欲を向上させることにより定住化を進めることが適切で必要不可欠な区域である。

③法第3条第3号関係:
区域自体が農業振興地域内なので、市街地を形成している地域は含んでいない。

【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項 ………該当なし

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(㎡)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2)	市民農園施設	
						氏名	住所		氏名	住所	市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	種別(※3)	

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)		構造(※6)		建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物								
工作物								
計								

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

【記入要領】

※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。

※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。

※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。

※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。

※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。

※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項 ……該当なし

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第8項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第8項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

活性化計画が終了する年度の翌年度に、現地確認調査や統計によって区域内の集落戸数を把握し、栃木県と壬生町が共同で評価を行う。
また、評価結果については学識経験者等第三者の意見を聞き、妥当性を検証し公表する。

【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

- ①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。
 - ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
 - ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
 - ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。
- ②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。